

家づくりをこれからはじめる方必見！！

家づくりのギモンにお答えします。

第4回連載

1、住宅ローン控除とは？

年末ローン残高に応じて一定額が所得税から差し引かれます。控除期間は10年間。所得税から控除しきれない場合は住民税からも控除可能です。

●住宅ローン控除の概要

入居年	ローン残高の上限	控除期間	控除率	最大控除額
2014年 3月まで	2000万円 (3000万円)	10年間	1%	200万円 (300万円)

※カッコ内は認定長期優良住宅の場合

※消費税率アップにともない2014年4月～2017年12月の入居で最大控除額が400万円(500万円)に拡大されます。

金融機関から送られてくる借入金の年末残高証明書等を保管しておき、確定申告で手続きします。住民税からの控除や住宅ローン控除を受けるための条件は担当者までお気軽にお問合せください。

『最大 200 万までの控除が受けられます（納めた所得税額以内で戻ってきます）』

2、その他の税金の特例

贈与税の特例

親や祖父母から住宅取得資金を受けた場合、一定額の贈与税が非課税になる特例

『住宅資金の贈与は合計 810 万円まで非課税になります』



相続時精算課税制度

65歳以上の親から贈与を受ける場合、2500万円まで贈与税がかからず、相続時に相続税で生産できる相続時精算課税制度が利用できます。（2014年12月までは親の年齢制限なしの特例あり）

『贈与税の特例と併用可能。3200万円まで非課税枠摘要可能に』

控除や補助金申請可能条件など、さまざまな制度を有効活用するアドバイスを致します。

当コラムは家づくりのギモンや知って得する家づくり情報を定期的にお届け致します。

定期便は待てない方、すぐに家を建てる方には全コラムをまとめてご用意致します。

メールでもご提供致しますのでお気軽にお申込ください（無料）

今後のコラム予定・・・●家づくり・住宅ローンのギモン ●間取り・お掃除コラム